

平成21年5月18日

各 位

会 社 名 中 日 本 興 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 服 部 清 純
(コード番号 9643 名証第2部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 担 当 佐 藤 桂 一
(TEL 052-551-0274)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月18日開催の取締役会において、平成21年6月24日開催予定の第76回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(営業の目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、あわせてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります(変更案第5条～第11条)。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (3) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく監査役会および会計監査人を設置することでコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、監査役会および会計監査人を設置いたします。それに伴う文言を追加し、あわせてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります(変更案第18条～第29条・第31条～第40条・第42条～第45条/「第4章 取締役および取締役会」「第5章 監査役および監査役会」「第6章 会計監査人」とそれぞれ章立てを行う)。
- (4) 取締役、監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう会社法第426条および第427条の定める取締役、監査役の責任免除制度に基づき、定款に第30条(取締役の責任免除)および第41条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。なお、第30条の規定新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、条文の加除に伴う条数の変更のほか、条数の並び替え、一部字句および表現の整備など全般に亘って所要の変更を行うものであります(変更案第1条～第4条・第12条～第16条・第46条～第49条)。

2. 定款変更内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月24日

定款変更の効力発生日 平成21年6月24日

以上

別紙 定款の変更内容 変更内容は次のとおりです(下線は変更部分)。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条(商 号) 当社は中日本興業株式会社と称し、英文では Nakanihon KOGYO. CO. Ltd. と表示する。</p> <p>第 2 条(営業の目的) 当社は次の<u>業務</u>を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 映画演劇その他各種の興行 2. 映画の売買および賃貸借 3. 料理割烹飲食および煙草雑貨売店の直営 4. <u>富くじの受託販売</u> 5. 書籍雑誌の出版および販売 6. 結婚式場の直営 7. 飲食店の経営およびそのフランチャイズチェーン加盟店の募集<u>並びに</u>指導業務 8. 浴場施設の経営およびそのフランチャイズチェーン加盟店の募集<u>並びに</u>指導業務 9. 理容店・美容院・エステティックサロン・アロマテラピー店のフランチャイズチェーン加盟店の募集<u>並びに</u>指導業務 <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>10. 食品の販売</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条(商 号) 当社は、<u>中</u>日本興業株式会社と称し、英文では Nakanihon KOGYO. CO. Ltd. と表示する。</p> <p>第 2 条(目 的) 当社は次の<u>事業</u>を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 映画演劇その他各種の興行 2. 映画の売買および賃貸借 3. 料理割烹飲食および煙草雑貨売店の直営 <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 書籍雑誌の出版および販売 5. 結婚式場の直営 6. 飲食店の経営およびそのフランチャイズチェーン加盟店の募集<u>ならびに</u>指導業務 7. 浴場施設の経営およびそのフランチャイズチェーン加盟店の募集<u>ならびに</u>指導業務 8. 理容店・美容院・エステティックサロン・アロマテラピー店のフランチャイズチェーン加盟店の募集<u>ならびに</u>指導業務 9. <u>マッサージ業</u>および<u>整体業</u> 10. 食品の販売 11. <u>菓子類</u>および<u>飲料水の販売</u> 12. <u>日用品雑貨</u>の販売 13. <u>建築</u>および<u>家具調度品の設計施工</u> 14. <u>展示装飾</u>および<u>看板の製作</u> 15. <u>ホームリメイクの設計、施工、監理などの工事業</u> 16. <u>ホームリメイクに付帯する電気、ガス、水道に関する工事業</u> 17. <u>ホームリメイクに付帯する機器の卸売</u>および<u>小売</u> 18. <u>ホームリメイク工事業の代理店の募集</u>および<u>代理店の指導業務</u> 19. <u>新聞広告</u>および<u>一般広告代理業務</u> 20. <u>書籍、雑誌、文房具、事務用品、玩具、コンピュータ</u>および<u>同周辺機器の販売</u>ならびに<u>賃貸</u>

< 新 設 >

< 新 設 >

11. 不動産の売買および賃貸借、管理、保有並びに運用
12. 経営上必要と認める投資
13. 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条(本店の所在地)

当社は本店を名古屋市におく。

第 4 条(機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役

第 5 条(公 告)

当社の公告は名古屋市において発行する中部経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は200万株とする。

第 7 条(株券の発行)

当社は、株式に係る株券を発行する。

第 8 条(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 9 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

当社の単元株式数は100株とする。

2. 当社は単元未満株式に係る株券は発行しない。

21. 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト等の音響・映像媒体商品およびその再生機器の販売ならびに賃貸

22. 古物売買ならびにその受託販売

23. 不動産の売買および賃貸借、管理、保有ならびに運用

24. 経営上必要と認める投資

25. 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条(本店の所在地)

当社は、本店を名古屋市に置く。

< 削 除 >

第 4 条(公 告)

当社の公告は、名古屋市において発行する中部経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、200万株とする。

< 削 除 >

第 6 条(自己株式の取得)

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条(単元株式数)

当社の1単元の株式数は、100株とする。

< 削 除 >

<p>第10条(单元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第11条(株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条(株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買い取り、株券喪失登録、その他株式又は新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条(基準日)</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項その他、定款に定めある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p>第 8 条(单元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 9 条(株式取扱規程)</p> <p>当社が発行する株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条(株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第11条(基準日)</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
--	--

<p>第14条(招集)</p> <p>定時株主総会は毎事業年度末後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</p> <p>第15条(議長)</p> <p>株主総会の議長は会長又は社長がこれに当たる。会長および社長ともに差し支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第16条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし株主または代理人は委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第17条(決議方法)</p> <p>株主総会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>第18条(議事録)</p> <p>株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項について、議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条</p> <p style="text-align: center;">< 条文省略 ></p>	<p>第12条(招集)</p> <p>定時株主総会は毎事業年度末後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第13条(招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>第15条(決議方法)</p> <p>株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条(議事録)</p> <p>株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第17条</p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p>
---	--

第4章 取締役、監査役および取締役会

< 新 設 >

第20条(定員)

当会社に取締役8名以内、監査役3名以内をおく。

第21条(選任)

取締役および監査役は株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもってこれを決する。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条(任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員で選任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第23条(報酬等)

取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益はこれを区分し株主総会でそれぞれの総額を定める。

第24条(代表取締役等)

当会社は取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役を定める。取締役会は取締役中より会長1名、社長1名および副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

< 新 設 >

第4章 取締役および取締役会

第18条(取締役会の設置)

当会社は取締役会を置く。

第19条(取締役の員数)

当会社の取締役は、8名以内とする。

第20条(取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

< 削 除 >

< 削 除 >

第22条(代表取締役および役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第25条(相談役、顧問) 取締役会の決議をもって相談役を推薦し、又は顧問を委嘱することができる。</p> <p>第26条(取締役会) <u>取締役は取締役会を組織する。取締役会は特に法令又は定款に定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p> <p>第27条(取締役会の招集者および招通知) 取締役会は会長又は社長が招集する。<u>会長および社長ともに差し支えあるとき又は欠員のときは取締役会の決議をもって、あらかじめ定められた順序により他の取締役が招集する。招集の通知は会日の4日前に各取締役および各監査役に発する。ただし緊急のときはこの日数を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第28条(議事録) 取締役会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>第29条(取締役会規程) 取締役会に関するその他の事項は取締役会が別に定め</p>	<p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条(相談役、顧問) 取締役会の決議をもって相談役を推薦し、<u>または顧問を委嘱することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条(取締役会の招集通知) <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第26条(取締役会の決議の方法) <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第27条(取締役会の議事録) <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第28条(取締役会規程) 取締役会に関するその他の事項は、<u>取締役会が別に定</u></p>
--	--

<p>る取締役会規程による。</p>	<p>める取締役会規程による。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>第29条(取締役の報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u> <u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>第30条(取締役の責任免除)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役で あった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任 について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責 任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額 を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場 合には、賠償責任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法 令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>第31条(監査役および監査役会の設置)</u> <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>第32条(監査役の員数)</u> <u>当社の監査役は、3名以内とする。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>第33条(監査役の選任)</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>第34条(監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査</u></p>

	<p>役の任期の満了する時までとする。</p>
< 新 設 >	<p><u>第35条(常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
< 新 設 >	<p><u>第36条(監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
< 新 設 >	<p><u>第37条(監査役会の決議の方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
< 新 設 >	<p><u>第38条(監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
< 新 設 >	<p><u>第39条(監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
< 新 設 >	<p><u>第40条(監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>
< 新 設 >	<p><u>第41条(監査役の責任免除)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であつた者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令</p>

<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第30条(事業年度) 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第31条(剰余金の配当) 剰余金の配当は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。ただし株主において支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社はその支払いを免れる。</p> <p>第32条(中間配当金) 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終</p>	<p style="text-align: center;">の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第42条(会計監査人の設置) 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第43条(会計監査人の選任) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第44条(会計監査人の任期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第45条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第46条(事業年度) 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第47条(期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>第48条(中間配当金) 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最</p>
---	---

の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下中間配当金という)を行うことができる。ただし株主において支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社はその支払いを免れる。

< 新 設 >

< 新 設 >

< 新 設 >

昭和29年 11月25日 一部変更
昭和30年 5月28日 一部変更
昭和31年 5月29日 一部変更
昭和34年 5月28日 一部変更
昭和34年 11月28日 一部変更
昭和41年 11月25日 一部変更
昭和50年 5月30日 一部変更
昭和57年 6月29日 一部変更
昭和60年 6月27日 一部変更
平成 3年 6月26日 一部変更
平成 6年 6月28日 一部変更
平成11年 6月25日 一部変更
平成14年 6月26日 一部変更
平成15年 6月26日 一部変更
平成16年 6月25日 一部変更
平成18年 6月27日 一部変更

< 新 設 >

終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。

第49条(期末配当金等の除斥期間)

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第 1 条

この定款は、昭和29年7月23日に制定する。

昭和29年 11月25日 一部変更
昭和30年 5月28日 一部変更
昭和31年 5月29日 一部変更
昭和34年 5月28日 一部変更
昭和34年 11月28日 一部変更
昭和41年 11月25日 一部変更
昭和50年 5月30日 一部変更
昭和57年 6月29日 一部変更
昭和60年 6月27日 一部変更
平成 3年 6月26日 一部変更
平成 6年 6月28日 一部変更
平成11年 6月25日 一部変更
平成14年 6月26日 一部変更
平成15年 6月26日 一部変更
平成16年 6月25日 一部変更
平成18年 6月27日 一部変更
平成21年 6月24日 一部変更

第 2 条

当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記

